

みんなが住みやすい
奈良県にしよう!

令和6年度 奈良県在住外国人
コミュニティ活動支援補助金
2次募集

～奈良県に住む外国人が暮らしやすいまちにするために、
県内の在住外国人コミュニティや市町村、
国際交流団体などを支援します～

申請締切：令和6年11月15日（金）（必着）

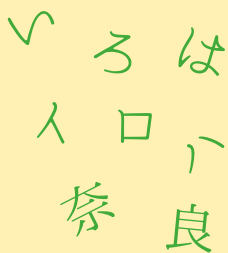
在住外国人コミュニティの活性化につながるとともに、奈良県に住む外国人と日本人との交流などを通して多文化共生社会の推進につながる活動に必要な経費について、補助金を交付します。

日本語学習の機会

文化体験

スポーツ大会

出身国の紹介



多文化共生とは？

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員としてともに生きることです。
（「多文化共生」の推進に関する研究会報告書）総務省）

詳しくは、裏面へ

対象団体

1. 県内の在住外国人コミュニティ
2. 県内の市町村
3. 県内の多文化共生・国際交流団体

※ただし「1. 在住外国人コミュニティ」については、次に掲げる(1)～(4)の要件を、
「3. 多文化共生・国際交流団体」は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 主に営利を目的としていないこと。
- (2) 特定の政治活動または宗教活動を行っていないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦・支持・反対することを目的としていないこと。
- (4) 公の秩序または善良の風俗を害する活動を行っていないこと。
- (5) 活動のよりどころが奈良県内にあること。
- (6) 多文化共生、国際交流または国際協力の推進に役立つ活動を1年以上行っていること。
- (7) 目的、組織、代表者など団体の運営に必要な定めがあること。

対象事業

●令和6年4月1日以降に新たに行う奈良県に住む外国人に関する以下の事業であること。

(なお、補助対象者のうち、多文化共生・国際交流団体等が取り組む事業については、その事業推進において、複数の在住外国人が中心的役割等を果たすものに限るものとします。)

1. 外国人の出身国や地域の文化・スポーツなどを通じて、日本人も参加・交流できる、多文化共生につながる事業
2. 生活していく上で必要な日本語能力の向上につながる事業
3. 日本や奈良県の文化・慣習・ルールなどを学習・体験し、その理解につながる事業
4. 安心して日常生活を過ごすために必要な情報提供などを行う事業
5. 地域社会に積極的に関わることににつながる事業

対象経費・補助金額・補助率

補助対象経費※1	補助上限額（補助率）	例えばこんな使い方ができます！	活用事例
<ul style="list-style-type: none">・ 報償費・ 旅費・ 印刷費・ 消耗品費・ 材料費・ 食糧費（お茶代等）・ 通信費・ 募集広告料・ 使用料及び賃借料・ 委託費・ その他事業を実施するために知事が特に必要と認める経費	100万円 (10/10以内※2)	<ul style="list-style-type: none">● 出身国A国のスポーツ○○を広めるイベントを開催したい場合<ul style="list-style-type: none">・ 企画するスタッフが会場を下見する交通費（旅費）・ 会場となるスタジアムの使用料・ 講師への謝金（報償費）・ チラシの印刷費● 日本文化である茶道体験会を行いたい場合<ul style="list-style-type: none">・ 抹茶代（材料費）・ 茶道に必要な道具のレンタル代（賃借料）・ 講師への謝金 <p>・・・など</p>	<ul style="list-style-type: none">● 日本語学習 外国人留学生を対象に、日本語能力の向上を目的として参加者のレベル別に合った日本語補習クラスを行う。● 文化交流会 在住外国人の出身国の文化である、季節の行事をテーマに料理体験や伝統的なゲームを通して地域住民と交流して、異文化理解を深める。

※1 補助対象経費のうち、事業実施に伴う収入（他の補助金等を含む）控除した額。

※2 ただし、当該補助事業が本補助金の対象となるのが2年目以降の場合は1/2以内

事業の流れ

～指令前着事も可～



お問い合わせ

奈良県知事公室国際課 多文化共生係

住所：奈良市登大路町30番地 本庁舎6階

TEL：0742-27-8477

▶詳しくはこちら

URL:

<https://www.pref.nara.jp/66561.htm>

